歌志内市

子育て応援ガイドブック

発　行：歌志内市こども家庭センター

発行日：令和８年７月

こんにちは！
私たちは、こども家庭センターです！

こども家庭センターは、保健介護課と福祉事業課が連携して運営しています。
妊娠・出産・子育てには、不安や悩み、困りごとがつきものです。私たちは、すべての妊産婦や子育て世帯、こどもからの相談をお受けし、一人ひとりの状況に応じて必要な情報の提供や支援を行っています。

この「子育て応援ガイドブック」には、歌志内市で実施している妊娠・出産・子育てに関するさまざまなサービスや事業を掲載しています。ぜひ日頃の子育てにお役立てください。

また、妊娠・出産・子育てに関する不安や悩み、気になることがありましたら、一人で抱え込まず、お気軽にこども家庭センターへご相談ください。皆さんが安心して子育てができるよう、一緒に考え、サポートします。

◎たとえば、こんな相談ができます　※秘密は厳守されます。

- 産むかどうか迷っている
- 初めての妊娠、出産で不安がある

- こどもの成長や発達が気になる
- こどもの食事のことで悩んでいる
- こどものしつけのことで悩んでいる

- こども園を利用したい
- 福祉サービスについて知りたい

- 離婚しようか迷っている
- 離婚後の生活について不安がある

- 近所に心配なこどもがいる

こども家庭センター（市役所２階）

妊娠・出産・子育てについて

保健介護課　電話 74-6616
（保健師・管理栄養士）

こども園・福祉サービス・児童虐待（疑い）について

福祉事業課　電話 42-3213

受付時間：月～金曜日　８：30～17：15（祝日・年末年始を除く）

※担当課がわからない場合は、どちらにかけても構いません。
ご用件を伺い、担当におつなぎします。

○　歌志内市子育てカレンダー　※各種サービス・事業について、対象となる時期を記載しております。

	結婚	妊娠	出産　　０歳	１歳	２歳	３歳
健康		母子健康手帳の交付【P.1】	出生届【P.3】	１歳６か月児健診【P.6】		３歳児健診【P.6】
		妊婦一般健康診査・超音波検査【P.1】	産婦健診【P.１】	歯科健診・フッ素塗布【P.6】		
		妊婦歯科健診【P.2】	新生児聴覚検査【P.5】			
		妊婦面接【P.2】	１か月健診【P.5】	乳幼児相談（3～4か月、7～8か月、10～11 か月、2歳、その他）【P.6】		
		妊婦訪問【P.2】	新生児訪問【P.5】	乳幼児訪問【P.6】		
			産後ケア事業【P.5】			
		予防接種【P.2】	予防接種【P.7】			
子育て支援・教育			こども園（保育料・給食費無料）【P.8】			
			こども誰でも通園制度【P.10】			
			あおぞらデー【P.6】			
			巡回児童相談【P.14】			
			砂川こども通園センター【P.14】			
			ブックスタート【P.6】			
経済的支援	不妊治療費助成事業【P.2】	妊婦支援給付金（1 回目）【P.1】	妊婦支援給付金（2 回目）【P.4】			
		国民年金保険料の免除【P.1】	子育て用品購入費補助事業【P.5】			
		健康保険税の減額【P.1】	子育て用品レンタル費用補助事業（無料）【P.5】			
			児童手当【P.3】・児童扶養手当・特別児童扶養手当・障がい児福祉手当【P.12】			
			こども医療費助成（18 歳まで無料）【P.3】			
			子育て支援ゴミ袋の支給（年間最大 120 枚）【P.4】			
			赤ちゃん用品購入券【P.4】			
			出産育児一時金【P.4】			
			未熟児養育医療給付【P.3】			
			重症心身障がい者医療費助成・ひとり親家庭等医療費助成【P.13】			
			小児慢性特定疾病患者等通院交通費助成（年間 12 回）【P.13】			

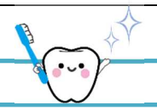

５歳児健診もあります

３歳以降も子育て支援は続きます！一部をご紹介します！
給食費、修学旅行費、指定ジャージ・靴、英検受験料、公的学習塾、プール利用料、スキー用具レンタル費　⇒全て無料

☆ も く じ ☆

1．妊娠おめでとうございます！　・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ １

◎必要な手続きは

◎妊婦さんを応援します

◎予防接種

※不妊治療をお考えのあなたに

２．出産おめでとうございます！　・・・・・・・・・・・・・Ｐ ３

◎こんな手続きが必要です

◎出産・育児に関するお金が支給されます

◎子育てのサポートをします

３．乳幼児期には　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ ６

◎お子さんの健康状態の確認や育児を支援します

◎お子さんの予防接種

４．認定こども園あおぞら集団生活デビュー！　・・・・・・・Ｐ ８

◎こども園への入園

◎こども園のサービス

５．もうすぐ１年生　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P11

６．各種手当一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P12

７．医療費助成等の制度一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・P13

８．発達に心配のあるお子さんへの支援　・・・・・・・・・・P14

９．働いている妊婦さん（お母さん）へ　・・・・・・・・・・P15

１．妊娠おめでとうございます

◎必要な手続きは･･･

名称	内容	担当
母子健康手帳の交付	母子健康手帳の交付を行いますので、妊娠していることが分かったら、保健介護グループに妊娠の届出をしてください。 【必要なもの】医療機関で発行された出産予定日がわかるもの	保健介護課 保健介護グループ ☎７４－６６１６
妊婦一般健康診査・超音波検査補助券、産婦健診受診票の交付	妊娠届出時に、妊婦健康診査受診票と超音波検査補助券を14回分、産婦健診受診票を2回分交付しています。	
妊婦支援給付金の交付（1回目）	出産の準備金として５万円を交付します。原則妊婦届出時等に申請書をお渡しします。 ※医師が胎児心拍を確認した方が対象です。胎児心拍確認後に流産等した場合も対象です。	
国民年金保険料の産前産後期間の免除制度	国民年金第1号被保険者が対象です。 出産予定日又は予定日が属する月の前月から4ヶ月間（多胎は6ヶ月間）国民年金保険料が免除されます。出産予定日の6ヶ月前から手続き可能です。 【必要なもの】母子健康手帳 「出産」は妊娠 45 日以上で、死産、流産、早産を含みます。	市民課 戸籍保険グループ ☎４２－３２１７
国民健康保険税の産前産後期間相当分の減額について	国民健康保険に加入されている方が出産される際、単胎の場合は出産（予定）月の前月から翌々月までの計4ヶ月間（多胎の場合は出産（予定）月の3ヶ月前から翌々月までの計6ヶ月間）、出産される被保険者の所得割額及び均等割額が減額されます。手続きは出産予定日の６ヶ月前から行えます。 【必要なもの】母子健康手帳、出産予定日を確認することができる書類（出産後の手続きの場合は出産日を確認することができる書類）	

◎妊婦さんを応援します

名称	内容	担当
妊婦面接	妊娠届出時に、保健師・管理栄養士から、健やかなマタニティライフを過ごすためのいろいろな情報をお伝えします。	保健介護課 保健介護グループ ☎７４－６６１６
妊婦訪問	主に初妊婦さんを対象に、保健師・管理栄養士がご自宅にお伺いし、安全なお産に向けてのサポートをします。	
妊婦歯科健診	幼児健診時、妊婦さんも対象に、歯科医師による歯科健診を行っております。	

◎予防接種

名称	内容	担当
RSウイルスワクチン （定期接種）	母子健康手帳交付時に予診票を配布します。 【対象】 妊娠28週0日から36週6日までの妊婦の方 【料金】　無料	保健介護課 保健介護グループ ☎７４－６６１６
インフルエンザ ワクチン（任意接種）	希望者に後日、予診票を配布します。 【対象】 妊婦の方 【料金】　無料	

※不妊治療をお考えのあなたに

名称	内容	担当
・一般不妊治療費助成 **・特定不妊治療費、交通費助成** **・先進不妊治療費、交通費助成**	不妊治療を受けている方を対象に、治療費等の助成を行っています。いくつか条件もありますが、妊娠をお考えの夫婦を支援いたしますので是非ご活用ください。詳細は保健介護グループへお問い合わせください。	保健介護課 保健介護グループ ☎７４－６６１６

・家事、育児の分担を家族で考えておきましょう
・里帰り出産をする場合、里帰りの時期や出産の産院を決めておきましょう
・育児グッズの用意や、入院セットの準備をしましょう

２．出産おめでとうございます

◎こんな手続きが必要です･･･

名称	対象と内容	必要なもの	担当
出生届の提出	お子さんが誕生したら、１４日以内に出生届の提出が必要です。	出生証明書・母子健康手帳	市民課 戸籍保険グループ ☎４２－３２１７
児童手当	お子さんが誕生したら、１５日以内に申請手続きが必要です。 高校生年代までのお子さんがいる保護者に支給されます（年6回（偶数月）、2か月分）。 【内容】 ●３歳未満 第1子、第2子：1万５千円 第３子以降：3万円 ●３歳～高校生年代 第1子、第2子：1万円 第３子以降：3万円 ※申請の翌月からの支給になります。	保護者とお子さんの健康保険情報を確認できる書類（資格確認書など）・世帯主の通帳（保護者・お子さんの個人番号と申請者の身分証明） ※転入の場合は、1月1日現在居住地の所得証明書が必要となります。 ※請求者が公務員の場合は、所属庁への申請となります。	福祉事業課 福祉事業グループ ☎４２－３２１３
こども医療費の助成	受給者証を提示することにより、市内在住の乳幼児から高校生までの医療費（医療保険適用分）を全額助成します。ただし、道外の病院にかかった場合は、一旦医療費の支払いをしていただき、市窓口で申請することで、後日、指定口座に振り込みいたします。	受給者証・お子さんの健康保険情報を確認できる書類（保険証、資格確認証など）・領収書 ※転入の場合は、両親の前住所地での所得課税証明書が必要となります。	市民課 戸籍保険グループ ☎４２－３２１７
未熟児養育医療給付	入院を必要とする重症未熟児の養育に必要な医療給付を行います。 ・給付対象…未熟児で、入院して養育を受ける必要があると医師が認めた児。 ・給付期間…満１歳の誕生日の前日まで。	お子さんの健康保険情報を確認できる書類（保険証、資格確認証など）・意見書	市民課 戸籍保険グループ ☎４２－３２１７

子育て支援 ごみ袋支給	燃やせるゴミの袋を年間最大120枚お渡しします。福祉事業グループで申請してください。	印鑑	福祉事業課 福祉事業グループ ☎４２－３２１３
赤ちゃん用品 購入券の配布	市内で利用できる5,000円分の赤ちゃん用品購入券をお渡しします。 生後6か月以内に社会福祉協議会までご連絡ください。		社会福祉協議会 ☎４２－２３２８

◎出産・育児に関するお金が支給されます

名称	内容	担当
出産育児一時金	国民健康保険に加入されている方を対象に、原則５０万円が給付されます。 協会けんぽ等に加入されている方は、勤務先にお問い合わせください。 ※今後金額の変更の可能性があります。	国民健康保険に加入されている方は 市民課 戸籍保険グループ ☎４２－３２１７
妊婦支援給付金の交付（2回目）	子育てに役立ててもらうため、お子さん1人当たり５万円を交付します。 申請書は原則新生児訪問時にお渡しします。 ※人工妊娠中絶、流産、死産の場合も対象です。	保健介護課 保健介護グループ ☎７４－６６１６

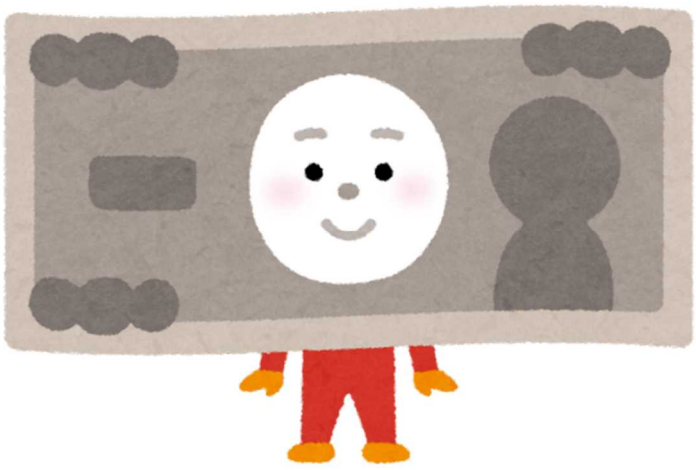

◎子育てのサポートをします

名称	内容	担当
新生児訪問 **産婦訪問**	保健師がご自宅に伺い、新生児期の赤ちゃんの様子をみせていただき、子育ての心配ごとや疑問にお答えします。お母さんの産後の健康状態についてのお話も伺います。	保健介護課 保健介護グループ ☎７４－６６１６
新生児聴覚検査 **受診票の交付**	先天性難聴の早期発見のため、新生児聴覚検査の初回検査費用を全額補助します（母子健康手帳交付時に、受診票をお渡しします）。	
1か月児健診 **受診票の交付**	出産した医療機関で行われる1か月健診の費用を助成します（母子健康手帳交付時に、受診票をお渡しします）。	
子育て用品購入費用の補助	子育て用品購入費用の3分の2を補助します（上限5万円）。 【対象の子育て用品】 ベビーカー、チャイルドシート、抱っこ紐、ベビー用寝具、ベビーサークル等 ※詳しくは、チラシをご覧ください。	
子育て用品レンタル費用の補助	子育て用品を無料でレンタルできます（ダスキンからレンタルします）。 【品目】（レンタル期間） ・ベビーバス　（6か月） ・赤ちゃん用体重計（12か月） ・ベビーベッド（24か月） ・ベビーラック（24か月） 	
産後ケア事業	産後の体調管理と育児をサポートする産後ケアを行います。 宿泊型、通所型、訪問型があります。 ※詳しくは、保健介護グループにお問い合わせください。	

３．乳幼児期には･･･

◎お子さんの健康状態の確認や育児を支援します

名称	内容	担当
乳幼児相談 ３～４か月児 ７～８か月児 10～11か月児 24～25か月児 その他の児	身体計測、生活相談や栄養相談、歯科相談を行っています。 偶数月に実施しています。対象者には個別にご案内します。	保健介護課 保健介護グループ ☎７４－６６１６
幼児健診 １歳6か月児 3歳児 5歳児	身体計測、問診、診察、栄養相談、生活相談、歯科健診・相談、フッ素塗布を行います。 ３歳児は、この他に視力・聴力検査、尿検査を行います（視力検査は屈折検査も行います）。 ５月・８月・１１月・２月に実施しています。対象者には個別にご案内します。	
歯科健診・フッ素塗布 １歳6か月児～就学前	歯科医師の診察と歯科衛生士による歯みがき指導、フッ素塗布を行います。	
乳幼児訪問	保健師・管理栄養士がご自宅に伺い、子育ての心配ごとや疑問にお答えします。	
ブックスタート	３～４か月児を対象に、乳幼児相談時、絵本の読み聞かせ体験を実施しています。また、絵本１冊と絵本バックを贈呈しています。	教育委員会 社会教育グループ ☎４２－４２２３
あおぞらデー **（こども園解放）** 就学前の親子	こども園で、未就園児が通園している子ども達と一緒に遊びます。また、通園の準備や、子育ての相談にも応じます。	認定こども園 ☎７４－５５１１

◎お子さんの予防接種

接種開始時期	ワクチンの種類	歌志内市立病院 74-6616	勤医協上砂川診療所 62-2204	砂川市立病院 54-2131	あかびら市立病院 33-3211
２か月から	小児肺炎球菌			○	○
	Ｂ型肝炎			○	○
	ロタウイルス			○（1価）	○（５価）
	五種混合	○		○	○
５か月から	BCG	○		○	○
１歳から	水痘（水ぼうそう）	○	○	○	○
	麻疹・風疹	○	○	○	○
３歳から	日本脳炎	○	○	○	○

持ち物…母子健康手帳・予防接種予診票

※予約等詳しくは「親子健康カレンダー」をご覧ください

インフルエンザワクチン接種費用助成しています！

１歳以上高校生相当以下・妊婦に対して費用を全額助成しています（指定医療機関あり）。

担当：保健介護課　保健介護グループ　☎７４－６６１６

４．認定こども園あおぞらで集団生活デビュー！

◎こども園あおぞらへの入園

お子さんの成長の様子を見せていただき、生後6か月から入園できます。

6か月～２歳児については、保護者及び同居の親族などが就労等により家庭で保育できない場合に、保護者に代わってお子さんを保育します。（３号認定）

３歳児以上からは、保護者の就労等に関わらず利用することができ、保護者の就労状況等が変化した場合でも、通いなれた園を継続して利用できます。（１・２号認定）

☆認定区分

対象となる子ども	利用区分	教育・保育区分	認定区分	利用先
3歳児以上で、主に教育を希望する場合	教育標準時間	教育認定	１号認定	こども園 幼稚園型
3歳児以上で、保護者の就労や疾病などにより、保育を必要とする場合	保育標準時間 保育短時間	保育認定	２号認定	こども園 保育所型
3歳児未満で、保護者の就労や疾病などにより、保育を必要とする場合	保育標準時間 保育短時間		３号認定	こども園 保育所型

☆保育時間

①教育標準時間　午前９時30分～午後２時

②保育短時間　　午前８時～午後４時

③保育標準時間　午前７時30分～午後６時30分

※１号認定は月～金の利用となります。夏休みなどの長期休みの間は利用できません。

※②と③については保護者の方の就労時間により異なります。

※③の3号認定については定員がありますのでお問い合わせください。

☆新入園の保育時間について

お子さんが無理なく新しい生活に慣れるように「慣らし保育」をしています。（保育時間は少しずつ延ばしていきます。ただし、個人差があります。）

☆入園の申し込みについて

・申し込み時期：１号認定（教育）・・・・・1月

２・３号認定（保育）・・・随時

・申込先：福祉事業課福祉事業グループ

☆入園に必要な書類

①福祉事業課福祉事業グループに備え付けの支給認定等申請書

②就業証明書等

③就業していない場合は保育の必要性の事由申出書
※支給認定等申請書提出の際は保護者の個人番号・提出者の身分証明が必要です。
※②、③について、１号認定の場合は必要ありません。

☆保育料・給食費

市では、子育て家庭を応援するため、**保育料・給食費を無料**としています。

◎こども園のサービス

名称	内容	対象	担当
一時預かり保育（幼稚園型）	保護者の方の仕事・傷病・入院・育児疲れなど一時的に家庭における育児ができない場合、お子さんをお預かりします。 希望者は、福祉事業グループに備え付けの申込書にご記入ください。 急用により、当日に一時保育が必要になった方は、直接こども園に申し込みください。 【実施日】土曜日を除くこども園の開園日 【実施時間】午後2時～午後5時 【利用料金】1時間100円 ※長期休業期間中については、こども園にお問い合わせください。	こども園の在園児（教育標準時間認定の子ども）で、一時預かり保育を希望する子ども	認定こども園 ☎７４－５５１１
延長保育 預かり保育	保護者の仕事の関係で、時間までに迎えに来られない場合利用できます。 【実施時間】 ・午前７時３０分～午前8時 ・午後4時～午後6時30分 【利用料金】 ・2号認定子ども　30分　50円 ・3号認定こども　30分　100円 お子さんをお預かりします。 預かり保育の場合は、午後６時30分までとしています。希望者は、福祉事業グループまたはこども園に備え付けの申込書がありますのでご記入ください。	こども園の在園児（保育短時間認定の子ども）で、延長保育を希望する子ども	

こども誰でも通園制度	月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる通園制度です。 【実施時間】 ・午前８時３０分～午後４時 【利用料】 ・１時間　１００円 【利用上限時間】 ・子ども１人当たり月１５時間 初回利用前に事前面談が必要となります。詳細については、福祉事業課福祉事業グループ又は認定こども園へお問い合わせください。	０歳６か月～３歳未満の未就園児	認定こども園 ☎７４－５５１１

◎この他にもこんな行事や事業があります

名称	内容	担当
食育を学ぼう！	管理栄養士から、食べ物についてのお話や調理体験などを行っています。また、希望される保護者へ栄養相談を行っています。	認定こども園 ☎７４－５５１１
ダンスを踊ろう！	3歳児以上を対象に年5回、外部講師がダンスを指導し、基礎体力の向上を図り、リズム感や表現する楽しさを育みます。	
英語で遊ぼう！	3歳児以上を対象に年5回、英語指導助手と遊びを通して楽しく英語に触れ、外国の文化や言葉への興味・関心を育みます。	
フッ化物洗口	虫歯予防の為、４・５歳の希望する園児を対象に、週1回フッ化物洗口を実施しています。	
地域との交流	市内行事への参加や、こども園の行事に地域の方を招いて交流を深めています。また、歌志内学園行事への参加・見学を通して、学園との交流をしています。	

５．もうすぐ1年生

名称	内容	担当
就学時健康診断・知能検査	毎年１０月に歌志内学園入学予定のお子さんの就学時健康診断・知能検査を実施し、入学前のお子さんの心身の状態を把握します。 ９月中に教育委員会から案内があります。	教育委員会 学校教育グループ ☎４２－４２２３
新入学児童１日入学	毎年２月上旬に歌志内学園入学予定のお子さんに、学校生活を体験してもらうとともに、保護者説明を行います。 １月の中旬に学園から案内があります。	歌志内学園 ☎４２－３０５７
麻しん風しん（第２期）予防接種	翌年度に歌志内学園入学予定のお子さんを対象に、麻しん風しん（第２期）の予防接種を行います。対象者には個別通知します。	保健介護課 保健介護グループ ☎７４－６６１６

6. 各種手当一覧

所得制限など受給条件があります。また、内容について変更になることがありますので、担当窓口にお問い合わせ願います。

名　　称	対象者と内容	申請に必要なもの	担当窓口
児童手当	2ページをご覧ください		福祉事業課 福祉事業グループ ☎４２－３２１３
児童扶養手当	【対象者】 父母の一方又は両方がいない１８歳未満の子どもがいる方、また、公的年金を受給されていても年金額が児童扶養手当額よりも低い方は、差額分の児童扶養手当額を受給できるようになりました。 【内容】 所得、扶養人数に応じて、手当額が決定。 ・第１子　　48,050円 （48,040～11,340円） ・第２子以降　11,350円 （11,340～5,680円） が手当額に加算されます。 （　）内金額は一部支給該当者に適用されます。	・預金通帳 ・児童扶養手当用の所得証明書 ・住民票 ・戸籍謄本 （保護者とお子さんの個人番号）	
特別児童扶養手当	【対象者】 心身に障がいがある２０歳未満の子どもがおり、要件を満たしている方。 【内容】 ・１級～58,450円 ・２級～38,930円	・診断書 ・戸籍謄本 ・住民票 ・預金通帳 （保護者とお子さんの個人番号）	
障がい児福祉手当	【対象者】 ２０歳未満であって心身に法令で定められた基準の重度の障がいにあるため、日常生活において常時介護を必要とする程度の障がいのある在宅の方。 【内容】 手当（月額）～16,560円	・診断書 ・戸籍謄本 ・住民票 ・預金通帳 （保護者とお子さんの個人番号・保護者の身分証明）	

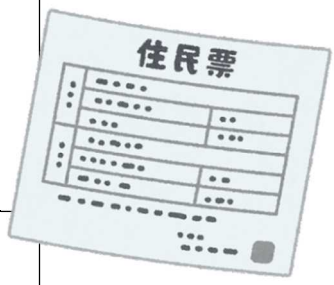

7．医療費助成等の制度一覧

名称	内容	担当
重度心身障がい者医療費助成	身体障がい者手帳１級・２級・３級（内部障がい）の方、療育手帳Ａの方、精神障がい者保健福祉手帳１級の方を対象に医療費を助成します。 ただし、精神障がい者保健福祉手帳１級の方は、外来医療費のみ対象。 ※道外での入院・外来は、一旦医療費を支払っていただき、市窓口で申請することで、後日、指定口座に振り込みいたします。 ※医療保険適用分 ※所得制限により受給できない場合があります。	市民課 戸籍保険グループ ☎４２－３２１７
ひとり親家庭等医療費助成	（親）２０歳未満の子を扶養・監護 （子）上記に扶養・監護されている２０歳未満の子ども 助成内容…父母の入院・子どもの入院及び外来を助成します。 ※道外での入院・外来は、一旦医療費を支払っていただき、市窓口で申請することで、後日、指定口座に振り込みいたします。 ※医療保険適用分 ※所得制限により受給できない場合があります ※高校卒業～２０歳については、大学・専門学校等に在籍している又は病弱等の理由がある場合のみ該当	
こども医療費助成	2ページをご覧ください	
未熟児養育医療給付		
小児慢性特定疾病患者等通院交通費助成	小児慢性特定疾病のために、北海道内の指定医療機関へ通院する際の交通費を助成します。 ・回数：年１２回分 ※JR及びバスを利用した場合は実費（患者と保護者１名分） ※自家用車の場合は、距離数に応じて支給	保健介護課 保健介護グループ ☎７４－６６１６

８．発達に心配のあるお子さんへの支援

名称	内容	担当
巡回児童相談	児童の養育・非行・発達・しつけ・不登校・心身障がいなどの不安に対し、岩見沢児童相談所の児童福祉司・判定員が相談に乗ってくれます。（年２回実施）	福祉事業課 福祉事業グループ ☎４２－３２１３
砂川市子ども通園センター	心身の発達や成長に遅れや心配のあるお子さんや保護者に対し、関係機関と連携しながら、必要な療育指導・相談・援助を行います。 ※利用に当たっては、一部費用が発生する場合があります。	福祉事業課 福祉事業グループ ☎４２－３２１３

出産予定日や休業の予定など、早めに会社に申し出ましょう

９．働いている妊婦さん（お母さん）へ

名称	内容
母性健康管理指導事項連絡カードの活用	医師から勤務時間の短縮や作業の制限・休業などの指導を受けた場合には、医師に「母性健康管理指導事項連絡カード」に記入してもらい、会社へ提出します。
時間外労働、休日労働、深夜業の制限、変形労働時間制の適用制限	妊娠中は、時間外労働、休日労働、深夜業の免除を請求できます。変形労働時間制がとられる場合にも、1日及び1週間の法定労働時間を超えて労働しないことを請求できます。 出産後１年以内の女性には、妊娠中と同様に、これらが適用になります。
産前休業	出産予定の6週間前（双子以上は14週間前）から、請求すれば取得できます。出産当日は産前休業に含まれます。
産後休業	出産日の翌日から8週間は、就業することができません。
育児休業と休業の延長	１歳に満たない子を養育する労働者は、男女を問わず、希望する期間、子どもを養育するために休業することができます。保育所に入れないなど一定の要件を満たす場合は、最長で子が2歳に達する日までの間、育児休業を延長することができます。
育児休業給付金	１歳未満の子（保育所に入れないなどの事情があれば最長２歳に達する日まで）を養育するために育児休業を取得した等一定要件を満たした雇用保険被保険者が対象で、原則として休業開始後６か月間は休業開始前賃金の67%、休業開始から６か月経過後は50%が支給されます。
育児時間	生後1年に達しない子を育てる女性は、1日2回各々少なくとも30分間の育児時間を請求できます。
短時間勤務制度	事業主は、3歳未満の子を養育する男女従業員について、短時間勤務制度（1日原則として6時間）を設けなければならないことになっています。
子の看護等休暇	小学３年生修了までの子について、１年度に５日まで（対象となる子が２人以上の場合は10日まで）休暇が取得できる制度です。休暇を時間単位で取得することも可能です。※令和７年４月１日から、対象が拡大し、感染症に伴う学級閉鎖等への対応や、入園式・卒園式・入学式への参列が取得事由に追加されました。
社会保険料	産前産後休業中、育児休業中、健康保険・厚生年金険の保険料は、会社から年金事務所又は健康保険組合に申出をすることによって、本人負担分、会社負担分ともに免除されます。 社会保険料の免除を受けても、健康保険の給付は通常どおり受けられます。また、免除された期間分も将来受け取る年金額に反映されます。

※詳しくは「働きながらお母さんになるあなたへ」をご覧ください